

定款より抜粋

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- 1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体の代表者
- 2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、主に経済的な支援を目的に入会した個人又は団体、ならびに主に情報収集等を目的に入会した学生
- 3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった個人で、総会の承認を受けた者

2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) この定款その他の規則に違反したとき
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- 1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 2) 総正会員が同意したとき
- 3) 当該会員が死亡したとき
- 4) 解散したとき